

答 申

諮問第 3 3 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった 町大字 、 、 、 地区にかかる「古浄化槽・T B L」（以下「本件公文書」という。）、「新浄化槽・T B L」（以下「本件公文書」という。）及び「浄化槽設置台帳」（以下「本件公文書」という。）の部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し平成 1 4 年 1 1 月 5 日、「浄化槽設置届書の台帳（平成 1 4 年 1 0 月末までの届出分）場所： 町大字 、 、 、 」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1 の開示請求に対して、浄化槽設置台帳を電磁的記録として保有するものから各地区ごとに用紙に出力したもののうち、 町大字 、 、 、 地区に係るものについて、浄化槽台帳として 保健所が管理し、平成 1 2 年度までに受理された設置届出書分を記録する本件公文書 及び本件公文書 並びに地域環境課（開示請求当時。現在は生活排水課）と 保健所で管理し、平成 1 3 年度及び平成 1 4 年度に受理された設置届出書分を記録する本件公文書 を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第 7 条第 2 号に該当するため開示しないとした部分を別紙のように記載して、平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 1 5 年 1 月 1 4 日に、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨は、異議申立てに係る処分中、「開示しない部分をすべて取り消す」との決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 今回の開示請求は、次の理由により条例第7条第2号ただし書イに該当するので、非開示とすべきでない。

ア 土地改良区が、放流者に対して行う管理、費用分担等の協議請求（土地改良法第56条）の相手先が不明なために無断放流が多く管理に支障をきたし、また、放流者が、土地改良区等の水路管理者に工事施工承認申請をしないで無断で工事を行い用水路を損傷させており、無断放流者が土地改良区等の財産に多大な損害を生じさせていると懸念される。無断放流・無断工事施工者を「個人に関する情報」を理由に非開示とすることは、情報公開制度に認める「人の財産の保護」の観点からは妥当でない。

イ 公共用水域の水環境の保全は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

(2) 非開示とされた情報のうち、設置届出受付年度や事前協議受付年月日等、建物区分等、台帳番号、浄化槽協会番号等は開示しても、特定の個人が識別されるとは思われないので開示すべきである。

(3) 書類の提出年月等は、公文書の特定において期間を指定すれば、記載したのと同じ効果があるので非開示事項に該当しない。

(4) 理由書では、「実施機関が保有している情報だけでは異議申立人が主張する無断放流者や無断工事施工者を特定することは不可能と思われる。」とのことであり、特定できないなら非開示にする必要はない。

(5) 土地改良区は、土地改良法により知事の認可を得て設立を認められた公共団体（公共組合）であり、条例第9条に規定されている「公益上特に必要があると認めるとき」に該当するため、開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は非開示とする規定となっている。

- (2) 本件公文書、
、
における浄化槽設置者の氏名、住所、電話番号は正に「個人に関する情報」に該当し、また台帳番号や整理番号、県連番などは「その他の記述等」のうち、個人に付された記号・番号であると解されるため、同条同号に該当する「個人に関する情報」である。
- (3) さらに、本件公文書、
、
における設置届出書受付年月日（受理日）、事前協議受付年月日、完了届受付年月日、使用開始報告書受付年月日、確認申請書受理年月日、建築用途（区分）は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であり、その根拠として、今回異議申立人が行った開示請求の対象について、市町村及び大字が限定されており、この限られた区域内における家屋の新築工事や浄化槽の設置工事の状況は、当該地域住民であれば知り得る情報であるため、同条同号に該当するものであると判断する。
- (4) 異議申立人は、自らが管理を行う用水路への無断放流者や無断工事施工者により、異議申立人の用水路という財産に多大な損害が生じているとし、これが条例第7条第2号ただし書イに該当すると主張しているが、本来、用水路（財産）の管理は管理者が自ら行うものであり、このような無断放流者や無断工事施工者を特定すること（財産の保護）は、用水路管理者の努力により可能であると考える。
- (5) そもそも個人のプライバシーは、開示を原則とする情報公開制度の下においても最大限保護されるべきであり、個人に関する情報が正当な理由もなく、みだりに公にされてはならないものである。
- (6) 以上の点から、異議申立人の財産を保護するため、個人のプライバシーを損なってまでも当該個人情報を開示する必要は認められない。さらに述べると、当該公文書には、異議申立人とは無関係の設置者の情報が記録されており、このような個人のプライバシーを損なう正当性は全くないものと考える。

第5 審査会の判断

1 公文書の構成

浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更を行おうとする場合は、浄化槽法第5条第1項及び建築基準法第6条第1項の規定に基づき、その内

容について都道府県知事及び特定行政庁に届出を行い、又は建築主事に確認の申請を行わなければならないこととされている。

本件公文書、
、
は、上記法律等に基づき浄化槽に関し届出又は申請等のあった書類に記載された内容等を電子計算機に入力し、電磁的記録として保有するものから出力した各大字ごとの台帳のうち、
町大字
、
、
及び
に係るもので、電磁的記録により記録された方法ごとにそれぞれ「古浄化槽・TBL」、「新浄化槽・TBL」及び「浄化槽設置台帳」の三種類の台帳が作成されており、設置する浄化槽ごとの届出者住所、氏名、電話番号、建築物の用途、浄化槽を設置する場所住所、浄化槽の種類、性能、規模、構造、浄化槽放流水の放流先、放流方法、浄化槽の製造業者、浄化槽工事業者、工事着工年月日、工事完了予定年月日、使用開始年月日等が含まれている。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の立場から、情報公開制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については原則として開示しない旨規定している。

(2) 本件公文書、
、
のうち、実施機関が非開示としたものを、異議申立書記載の異議申立て理由に従い、以下のア～オのとおり分類し、それぞれについて判断した。

ア 設置届、事前協議書、完了届、使用開始報告書、建築確認申請書等の
受付年度、受付年月日（（別紙）1 -
、2 -
、3 -
）

異議申立人は、これらの情報を開示しても特定の個人が識別されるものではないと主張するが、これらについては、字別に記載した場合には、対象となる戸数が限定されるため、地域住民として知り得る情報等と照合すれば特定の個人が識別され得る情報であると言える。

イ 建物の用途、建売区分（（別紙）1 -
、2 -
、3 -
）

異議申立人は、これらの情報を開示しても特定の個人が識別されるものではないと主張するが、これらについては、ほとんど1種類のもので占められており、この部分を開示すると、残り少数の用途の建物が特定

されることとなり、地域住民として知り得る情報等と照合すれば特定の個人が識別され得る情報であると言える。

ウ 台帳番号、浄化槽協会番号、計画書整理番号、浄化槽県連番、申請区分CD（（別紙）1 - 、2 - 、3 - ）

異議申立人は、これらの情報を開示しても特定の個人が識別されるものではないと主張するが、台帳番号、浄化槽協会番号、浄化槽県連番については、個人の特定の浄化槽に付された番号であり、この番号を特定することにより特定の個人が識別され得る情報であると言える。また、計画書整理番号は、建築基準法等に基づき誰でも閲覧することのできる建築計画概要書に付されているもので、特定の個人を識別することが可能となる情報である。さらに、申請区分CDは、届出又は申請の根拠となった法律（浄化槽法及び建築基準法）並びにそれぞれの新設、改設の別を記号で表したものであり、浄化槽設置の態様が明らかになることにより、地域住民として知り得る情報等と照合すれば特定の個人が識別され得る情報であると言える。

エ 意見（（別紙）2 - ）

異議申立人は、個人に関する情報であるか否かが不明であると主張するが、当該情報は、届出書に添付された同意書の相手先名又は相手先の種類が記載されており、地域住民として知り得る情報等と照合すれば特定の個人が識別され得る情報であると言える。

オ 設置者名、設置者住所、設置者電話番号、設置場所地番、設置場所名称等（（別紙）1 - 、2 - 、3 - ）

これらについては、特定の個人が識別され得る情報であることは言うまでもない。

(3) 以上の点から総じて言えば、異議申立人の開示を求める各公文書は、いずれも全体として特定の個人を識別することのできる情報であり、事項毎に検討しても、本件公文書、中すでに部分開示された情報若しくは地域住民として知り得る情報等他の情報と照合すれば、特定の個人が識別され得る情報である。

3 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

(1) 条例第7条第2号ただし書は、保護されるべき個人に関する情報であっても、ア 法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定され

ている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、及びウ 公務員の職務遂行に関する情報については非開示とはならない旨規定している。

(2) 異議申立人は、無断放流者が異議申立人である土地改良区の財産に多大な損害を生じさせていることが懸念されるとして、個人に関する情報であっても条例第7条第2号ただし書イに規定する「人の財産の保護」の観点から開示すべきであると主張するが、現にどの程度の損害が生じているか、あるいは将来これが侵害される蓋然性について具体的な主張、立証がなされていないし、そもそも情報公開制度の下においても、個人に関する情報は最大限に保護されるべきものとされており、例外的に「財産を保護するため」公にすることが必要な場合とは、具体的な案件において「人の財産」の保護と個人に関する情報の保護につき比較衡量がなされ、前者が後者を明らかに上回ると認められる場合であるが、本件においてはこのような事情は認められない。

(3) 一方、異議申立人はまた、本件に関し公共水域の水環境の保全が、ただし書イに該当するため開示すべきであるとも主張している。しかしながら、浄化槽の設置及び維持管理にあたっては、浄化槽法その他の法令等の基準に則った規制が行われることとなっており、浄化槽からの放流水が直ちに人の生命、健康等を害するおそれに結びつくとは考え難く、具体的に水環境が損われ、あるいは損われるおそれのある事実も認められないので、条例第7条第2号ただし書イに該当するとは認められない。

4 条例第9条該当性について

(1) 条例第9条にいう「公益上必要があると認められるとき」とは、条例第7条各号の規定により非開示となる場合であっても、保護法益の比較衡量上、当該情報を公にすることの方が公益上必要であると認められる場合には特に開示することができるとするものである。

(2) 本件処分について、異議申立人は、自己が土地改良法により知事の認可を得て設立を認められた公共団体（公共組合）であり、仮に「個人に関する情報」であったとしても、このような性格をもつ異議申立人の開示を求める情報は、公益上特に必要があると認める情報に該当すると主張する。このことは、公共団体である自己の必要とする情報は、即ち公益上特に必要があると認める情報に該当するものとの考えによるものと思われるが、

そもそも開示請求者の公私等何人であるかによって開示される情報が否かの判断を異にするものではない。また、他に本件につき第9条にいう公益上の必要性を認めるべき特段の事情は認められない。

- 5 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

[答申に至る経過]

年 月 日	審査の経過
平成15年 1月27日	諮問（実施機関）
平成15年 2月14日	実施機関からの理由説明書を受理
平成15年 3月24日	異議申立人からの意見書を受理
平成15年 4月25日	審議
平成15年 6月10日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成15年 7月23日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成15年 8月19日	審議
平成15年 9月 4日	審議
平成15年 9月16日	審議

(別紙)

部分開示又は非開示とする公文書	左のうち開示しない部分	開示しない理由
1 本件公文書（古浄化槽・T B L）	設置者が個人である場合の以下の部分 台帳番号 受付年月日 設置者名（及び廃止年月日） 設置場所字地番 用途 竣工年月日	条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため
2 本件公文書（新浄化槽・T B L）	設置者が個人である場合の以下の部分 年（設置届受付年度） \$（建売区分） 台帳（台帳番号） ・ 保（事前協議書受付年度及び年度番号） 浄協番（浄化槽協会番号） 設置者名 設置者住所 設置場所地番 種類（建物用途） 区（建物用途J I S区分） 前・ツ・ヒ（事前協議書受付年月日） 受・つ・ひ（設置届受理年月日）	条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため

	<p>完・月・日（完了届 受付年月日）</p> <p>開・M・T（使用開 始報告書受付年月 日）</p> <p>意見（浄化槽放流に 係る同意先）</p>	
3 本件公文書（浄 化槽設置台帳）	<p>設置者が個人である場 合の以下の部分</p> <p>設置届出書等受理日</p> <p>浄化槽台帳番号</p> <p>設置者名</p> <p>設置者TEL</p> <p>設置者住所</p> <p>設置場所名称</p> <p>設置場所TEL</p> <p>設置場所住所番 管理番号</p> <p>管理者TEL</p> <p>管理者住所</p> <p>建築用途1</p> <p>確認申請書受理日</p> <p>計画書整理番号</p> <p>浄化槽県連番</p> <p>工事完了日</p> <p>使用開始日</p> <p>申請区分CD</p>	<p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、 特定の個人が識別されるもの であるため</p>